

提出物

- 1 樹林管理申請書
- 2 略図(住宅地図の写し、写真等。)
- 3 委任状(土地所有者と申請者が異なる場合)
- 4 個人情報利用承諾確認書(チェックリスト)【本紙】

※ 上記の書類すべてを御返送ください

個人情報利用承諾確認書

樹林管理事業の適切かつ迅速な運営のために、貴市に提出した私自身の個人情報のうち、氏名、住所及び電話番号等の連絡先を施工業者に提供することに

同意します

同意しません

令和6年(2024年) 月 日

住所

氏名

印

※この同意は、事業実施にあたり、申請者の土地への立ち入りなどを円滑に行えるようにするため、状況に応じて鎌倉市が委託する施工業者が申請者に連絡するために必要なものです。

※個人情報については、鎌倉市と施工業者との間で取り交わす契約書に「業務に関する情報等の保護」の条項を設け、適切に取り扱います。

裏面へ

↓ 申請書を出す前にもう一度以下の項目を確認してください ↓

- 申請地の現況地目は、『山林』又は『保安林』ですか。(宅地は対象にはなりません。)
- 申請する土地は、申請者ご自身の所有になっていますか。
- 申請する樹木は、申請者ご自身の所有になっていますか。
- 申請する樹木は、以下に当てはまりますか。(下図を参考にしてください。)
- ①林縁から5mの範囲に生えている樹木の枝が、家屋に直接触れている。
- ②林縁から5mの範囲に生えている樹木の枝が、家屋を覆っている。
- ③林縁から5mの範囲にあり、家屋に被害を与える可能性がある倒木・枯損木である。

※枝払いの範囲は枝払い線から家側に伸びた枝を対象とします。

※日照問題を理由とした申請は対象外です。また、がけ地の防災工事としては実施しませんのでご注意ください。

